

令和元年度第2回逗子市総合計画審議会 会議概要

日 時：令和元年8月27日（火）14：00～16：30

場 所：逗子市役所5階第3会議室

出席者：

【委員】出石会長、磯部副会長、倉田委員、藤井委員、渡邊委員、三原委員、
田宮委員、田倉委員、山口委員、塚越委員

【オブザーバー】芳垣市民協働部長

【事務局】福井経営企画部長、福本経営企画部次長、仁科主幹、四宮専任主査、
金子主任（記録）、橋本主事

欠席者：5人（佐藤委員、池谷委員、佐野委員、中畷委員、志村委員）

傍聴者：0人

配付資料：

次第

逗子市総合計画審議会委員名簿

資料1 逗子市総合計画進行管理表＜2018(平成30)年度分＞

資料2 令和元年度総合計画審議会スケジュール

資料3 総合計画実施計画の改定方針

資料4 総合計画実施計画改定案

参考1 総合計画前期実施計画リーディング事業の年次計画
平成31年度第1回総合計画審議会会議録

議事概要：

1 開会

2. 総合計画前期実施計画の進行管理について

(1) 基幹計画進行管理の報告

- 資料1 逗子市総合計画進行管理表＜2018(平成30)年度分＞の基幹計画進行管理表に従い、事務局から各節ごとに基幹計画の進行管理について報告を行った。
- 事務局からの報告に対し、各基幹計画に所属する委員及び倉田委員（逗子市総合計画審議会進行管理部会長）から補足説明があった。第2節に所属する池谷委員が欠席のため市民協働部長から補足説明があった。第3節に所属する佐野委員は当日急遽欠席となったため、3節についての補足説明はなかった。

(2) 総合計画全般に関する進行管理について【審議】

○ 資料1 逗子市総合計画進行管理表<2018(平成 30)年度分>の総合計画進行管理総括表について、審議を行った。

○ 次の意見があった。

1 総括評価意見

- (1) 各懇話会等の評価を受け止め、市民目線に立ち、市民の取り組みを具体的に評価されたい。また、設定した目標値だけを基準にした統一的な評価は前提として重要であるが、ここに留まらず、施策の目的を強く意識した評価や、質を評価する視点など工夫することで、PDCAサイクルがより効果的に機能するよう努力されたい。
- (2) 緊急財政対策により、財政調整基金残高目標を前倒しで達成できていることは、評価に値する。しかしながら、基金はあくまでも手段であって、これから先、これをどのように生かしていくか、財政対策プログラム後の対応や新たな課題への対応をいかに図っていくかが肝要であると考えている。

2 各基幹・個別計画の評価状況についての意見

- (1) 長寿のまち逗子というキャッチフレーズのもと、フレイルチェックをはじめ、健康寿命を延伸する取り組みについては、第1節の理念に合致しており、評価することができる。
- (2) 国際交流推進計画について、グローバル化の急速な進展や社会経済情勢の変化とともに、市民ニーズや評価基準が変容してきている。事業を実施する際や評価をする際は、こうした視点に立ち、取り組まれない。
- (3) 総合計画を支えるのは、基幹計画とこれに基づく個別計画である。各基幹計画の評価は、個別計画の評価に基づいて行われるべきであり、個別計画間の連携も不可欠である。市でも認識しているように、未策定の基幹計画及び個別計画について早期策定を望む。

3 今後の展開や策定に向けて考慮・検討を要する事項

- (1) 後半4年間の実施計画の運用は、総合計画の施策体系を俯瞰しつつ、前半4年間の進捗状況を踏まえ、かつ、環境の変化に即応した取り組みを図られたい。
- (2) 事業実施に当たっては、進行管理の評価を踏まえて検討を加え、実施方法変更する等の改善を図りつつ、目標達成に向け推進すべきである。
- (3) 未策定の計画の策定に当たっては、市民ニーズや意見を踏まえ、現状に即した計画を策定されたい。

3. 総合計画実施計画の改定について【諮問・審議】

- 総合計画実施計画の改定について、審議会に対し諮問した。
- 資料3 総合計画実施計画の改定方針に従い、事務局から総合計画実施計画の改定方針を説明した。
- 資料2 令和元年度総合計画審議会スケジュールに従い、事務局から総合計画実施計画の改定に伴い、平成31年度第1回総合計画審議会にて配付したスケジュールに変更が生じる旨報告を行った。
- 資料4 総合計画実施計画改定案に従い、事務局から具体的な総合計画実施計画の改定案を説明した。
- 資料4 総合計画実施計画改定案について、審議を行い、次の質疑応答があった。また、審議については、継続審議となった。
 - ・土地利用方針の変更について容積率を増やすということか。
→基本的には都市計画の用途地域の変更をするということは想定していないが、例えば、規則のなかには、高さ緩和のようなただし書き規定があるので、そういったことの運用というはあるのではないかと考えている。
 - ・総合計画実施計画の改定は行政マターか。
→手続きは、市長が議会へ提案していく。市長が議会へ提案するにあたっては、総合計画策定条例に基づき、総合計画審議会へ諮っていかなければならない。この総合計画審議会で見解をいただき、市長が最終判断し、議会へ提案していく。
 - ・現時点の人口は何人か。
→57,000人を少し下回っており、56,958人である。(R1.8.1時点)
 - ・病院誘致について、人口が増えないのであれば、つくっても意味がないのではないか。
→現市長も総合的病院に関しては、誘致をしていくという考え方がベースにあるが、病床数が足りないということで、開設までに時間を要しているのが現状である。市や候補病院の集まりは、計画病床数について、あきらめている訳ではないので、逗子市に病院を誘致する前提でやるべきことを進めていくということが現在の方針である。
 - ・総合計画実施計画の改定方針はどこが決定するのか。
→市長の方針として既に決定しているものである。
 - ・土地の利用を高度化していくということが人口維持へと直結しないということをちゃんと理解すべきである。どこの駅前に行っても同じような建物、テナントが入っているのが首都圏の状況であるが、逗子の良さを求めて人が集まってくるといことも理解してほしい。箱を増やせば人口が増える、ビジネスが生まれるという短絡的な時代ではないことを理解してほしい。

- ・ 現実施計画は、進捗による改定は実施しないということは理解したうえで、明らかに事業が実施されていないことが明確なものについて、リーディング事業の取り下げの取捨選択を実施できないのか。
→基本方針の中でローリングは実施しないこととしており、進捗が遅れているものについては、毎年の進行管理で行っていくと考えてきており、今後の4年間もそのように考えている。
- ・ 土地利用方針の中で、「京浜急行新逗子駅」となっているが、駅名変更が決定している。この名称で良いか確認してほしい。
- ・ 空き家解消事業の目標について、他自治体でも空き家バンクを開設しているが、機能していないのが現状であるので、どのような取り組みを実施し、目標を達成するか明確にしなければならないと思う。
- ・ スマートシティ関係の記述の中で、「ICT 等を活用して」とある。近年は、AI や IOT の方が一般的ではないかと思う。
- ・ 土地利用方針の商業地と商業地域の違いは何か。
→商業地域というと、都市計画の用途地域と誤解されることがあるため。また、**JR 東逗子駅**に係る商業地ということではなく、**JR 逗子駅**、**京浜急行新逗子駅**、**JR 東逗子駅 3箇所**に係る商業地という意味を持たせた。

4. その他

- 総合計画進行管理総括表に対する意見等は事務局で取りまとめ整理し、後日内容を確認し、審議会の意見結果とする。
- 次回の審議会については、第3回が9月12日（木）、第4回が10月4日（金）の開催を予定している。第3回の審議事項として、本日の会議でいただいたご意見（答申）に対して、次年度以降、市としてどのように対応するのか、また、次年度の経営資源の配分も含めた市政運営についての意見交換を予定している。また、総合計画の改定について、市長、関係所管から説明させていただく予定である。

5. 閉会